

主論文要旨

近世成立期の統治構造

谷 徹也

本論文は、近世成立期の政治権力の施政を、統治構造という視角から追究したものである。ここでいう「近世成立期」とは、戦国末期から江戸初期までを指し、かつて幕藩制成立期の問題として捉えられてきた諸要素を、近年の中近世移行期という時期区分を考慮に入れながら、権力・社会の相互から見直すために設定したものである。とりわけ行論中で重視したのは豊臣期の政治・社会動向であるが、その理由は、これまでの研究において、豊臣政権の法令や政策が時代を画する大きな原動力として取り上げられてきたことにある。

近年、豊臣政権の研究は盛り上がりを見せている。基礎史料集の整備や個別実証の蓄積によって研究の緻密さは各段に増し、具体的な政治過程が明らかにされつつある。その一方で、それらを包括する議論や枠組みが提示されていないのもまた事実である。本論文では、そのような研究状況を前進させる第一歩として、構造論の再構築を目指した。その際に着目した先行研究の問題点は、次の二点である。

まず、政権の内部構造の不明確さである。一九六〇年代以降の幕藩制成立史研究の中では、豊臣政権の集権性が論じられたが、政権がどのように運営され、誰がいかなる政務を担当していたのかは未解明のままであった。その点を突いたのが一九八〇年代の山本博文氏の取次論であり、氏の提起により、秀吉の独裁と政権の内部組織の未成熟さが強調されるようになった。しかし、奉行たちは取次だけを担当していたわけではなく、実際には様々な政務を処理していた。また、時期によってその担当者は変化していた。本論文の課題の第一は、奉行制の形成過程の復元により、政権の内部構造を解明することにある。

いま一つの問題点としては、政権の発した法令や政策の貫徹性の自明視が挙げられる。一九五〇年代の安良城盛昭氏の研究以来、豊臣政権は一つの強固な方向性を貫徹した権力として描かれることが多かった。しかし、近年の通説批判は、そうしたイメージにそぐわない多くの反例が存在することを示している。これらの成果を統合するためには、政権の法令や政策がどのように社会に浸透していったのかを追究することが求められよう。これが第二の課題である。

序章では、これまでの研究史を整理し、本論文の課題を設定した。時代区分を含む大きな研究潮流と、個別研究の到達点を分析することで、本論文の位置付けを明確にしえた。

第一部「豊臣政権の政治構造」では、豊臣政権の中核において政務を処理していた奉行（玄以・浅野長吉（長政）・石田三成（三也）・増田長盛・長束正家）の活動を追うことで、政権の内部構造の解明を図った。

第一章「豊臣氏奉行発給文書考」では、行論の前提として、奉行の発給文書の年次比定について考察した。これまでの研究においては、奉行発給文書の年代推定を行う際、他史料と比較したうえで、人物の通称・名乗や文中の事柄、人物の立場などが判断材料とされてきた。しかし、そこに新たな分析手法を加えることで、これまでのいくつかの研究にお

ける年次比定を改め、政権の動向について新たな見方を提示した。また、奉行発給文書の古文書学的な分析を行い、奉行の政務内容の概観も示した。

第二章「豊臣政権の算用体制」では、蔵入地から上納される蔵米の算用（決算）主体に焦点をあてた。政権の財政文書を分類し、秀吉が発給する「請取状」「切符」「皆済状」と奉行が発給する「算用状」について、その機能と相互関係を整理した。算用の担当者は、初期には伊藤与左衛門の関与が見られるが、次第にその姿は確認できなくなる。天正十八年（一五九〇）頃からは二名の奉行（増田長盛と長束正家）が算用を担当し、文禄三年（一五九四）頃には四名へと増加、文禄五年頃に浅野長吉が失脚し、慶長二年（一五九七）頃には石田三成が加わり、秀吉の死去前に浅野が復帰した。このように、算用奉行の成員には時期による変遷があった。そして、先行研究で重視されてきた文禄四年の秀次事件直後の日付を持つ起請文は、それ以前の算用の実態を反映したものであり、その時点で算用奉行が成立したわけではないことを指摘した。

第三章「豊臣政権の訴訟対応」では、政権がどのように訴訟対応を行っていたのかに着目した。初期の村落出訴への対応を見ると、本所との結びつきの強い京郊村落では秀吉への直訴が行われ、玄以がそれを補佐した。畿内・近国では周辺の給人や代官が裁定や仲裁を行っていた。それが天正十六年頃から中央の奉行二名（中心は増田長盛）が訴訟を担当するように変化した。しかし、この段階では知音関係や利害関係によって、奉行自らが訴訟に巻き込まれる可能性もあった。文禄三年頃から奉行三名（中心は増田と長束）での対応へと変わり、奉行の地位も安定した。このように、訴訟対応に関しても、やはり担当奉行の成員には時期による変遷があることを明らかにした。そのうえで、「公儀」としての豊臣政権の正当性を担保したのは、訴訟における裁定の公平性であったと結論づけた。

第四章「秀吉死後の政権運営」では、「五大老」「五奉行」による秀吉死後の政権運営を俎上に載せた。秀吉死後の政権構想は、秀吉の「遺言」と「五大老」「五奉行」間で交わされた「誓紙群」により固められ、彼らが政権運営を行うことを公的に披露したのが「十人連判誓紙」であった。実際の「五大老」「五奉行」の活動を分析すると、「五大老」は慶長四年正月以降は寄合の場を有さず、文書を回覧することで合意を形成していたと推測される。その一方で、「五奉行」は「式日の参会」という寄合を有しており、そこで算用や訴訟に対応していた。このような実態は、取次論で否定された政権の中枢政治機構の存在を示すものである。その後、慶長四年九月の家康の大坂入城によって「置目改」が行われ、政権運営の主導権は家康が掌握することとなった。

豊臣政権の内部構造は、一定の奉行がそれぞれ独立した政務集団に属し、様々な役割を兼任していた点に特徴がある。室町幕府の奉行人のように、特定の家から職務ごとの官僚が輩出されるのではなく、自らが領国を有する大名でもある年寄が、奉行として複数の政務に携わっていたのである。また、算用や訴訟の担当者は先に挙げた奉行五名に限られており、後の「五奉行」に該当する面々は、秀吉生前にも一定のまとまりを有していたと考えられる。こうした形態が採られた理由は、第一に秀吉が世襲の家臣団を有していなかったこと、第二に秀吉が没して幼年の後継者（鶴松や秀頼）が残された場合でも、政務は奉

行によって通常に機能する状況を作り出すことにあったと考えられる。それは、算用奉行の形成が鶴松生誕を受けたものであったことや、秀次事件後に後継者が秀頼に一本化された際、起請文などによってその補佐体制が明文化されたことから裏付けられよう。

第二部「近世成立期における法令・政策の浸透過程」では、政権が発した法令や政策がどのように社会に広がっていったのかを検討した。

第五章「朝鮮出兵時の国内政策一次舟・人留・人掃」では、朝鮮出兵時の「人留」・次立制・「人掃」という諸政策の実務担当者に着目した。「人留」は朝鮮出兵時に国内外の交通の要所で行われた人数改で、「人留御奉行」が配置された。また、「舟奉行」は国内外でその役割が異なり、国内の「舟奉行」は名護屋と上方を結ぶ次立制（通信・輸送）を担当し、名護屋と釜山を結ぶ「舟奉行」は廻送用の船の調達や兵糧米の差配、過所の発給を行っていた。両者の性格を兼ね備えた関戸奉行は、秀次の家臣であり、そのうちの岡本二郎右衛門は「人掃」にも関与していた。また、この事実から、「人掃令」は天正二十年に発給されたとする三鬼清一郎氏の説の妥当性を確認した。これらは秀吉の居所であった名護屋城から発せられており、その時々々の政治過程によって性格が変わっていった。また、そのように生み出された法令や政策は、さらに領主層と在地において二重に歪められながらも、近世社会の形成に影響を及ぼしていったと結論付けた。

第六章「豊臣政権の「喧嘩停止」と畿内・近国社会」では、「豊臣平和令」論の核である「喧嘩停止令」の再検討を行った。根本となる事例の鳴尾・瓦林水論を示すと考えられてきた史料は、実は複数の相論を含むものであることを明らかにした。その成果をもとに、「喧嘩停止」は、朝鮮出兵時に畿内で村落の荒廃と向き合っていた秀次周辺によって発せられたことを解明した。当時の畿内では、抑止力の空洞化によって同様の村落間相論が頻発しており、留守を預かる秀次や玄以らは秩序を回復するために厳罰をもって対処したと推測した。さらに、政権の法体系から考えると「喧嘩停止」をその基本法と見做すことはできず、戦国期以来の権力と「喧嘩」の関係をも考慮に入れると、畿内・近国において社会と対峙してきた権力側の対応の延長線上で捉えるべき方針であったと結論づけた。

豊臣政権は、太閤検地封建革命説以来想定されてきたほど強固な方向性を有していたわけではなく、法令や政策を社会に貫徹できたわけではなかった。むしろ時々々の政治状況や社会状況に影響を受けながら、前代からの蓄積を元に適切な対応を選び取ってこうとしていた。このような政権の営為が、領主・領民の身分集団が相互規定を繰り返しながら補完的な関係を築いた近世社会の成立へと実を結んだのである。

終章では、本論文において明らかにした成果を確認したうえで、今後の課題と若干の展望を述べた。